

平成29年10月

振込規定の一部改正について

J A京都中央では、次のとおり振込規定を一部改正いたしました。

1. 改正日

平成29年10月1日(日)

※ 改正日以降のお取引につきましては、改正後の規定によりお取り扱いさせていただきます。

2. 主な改正内容

- (a) A T Mを使用した口座からの振替による振込において、受取金融機関から入金不能の理由にて振込資金の返却を受けた場合、組戻依頼書を受けることなく、返却された資金を振替元口座へ返金するための手続きをとります。
- (b) 組戻手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、払戻請求書等の提出なしに依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。

新しい「振込規定」は、窓口にて備え置いてあります。
詳しい内容につきましては、窓口担当者までお問い合わせください。